

●別表：国民健康保険税軽減対象(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	令和3年度から	令和2年度
7割	43万円+ (10万円×(給与所得者等(※1)の数-1))	33万円
5割	43万円+ (28.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者(※2)の合算数) + (10万円×(給与所得者等の数-1))	33万円+ (28.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)
2割	43万円+ (52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の合算数) + (10万円×(給与所得者等の数-1))	33万円+ (52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

(※1) 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円超)です。  
 (※2) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方です(世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります)。

## 令和3年度国民健康保険税

令和3年度の税率等は、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、引き上げを行わず据え置くこととしました。

### ◆納税通知書を発送します

令和3年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期納期限は8月2日(月)です。国民健康保険税は皆さんの医療費の大切な財源です。期限内納付にご理解、ご協力をお願いします。納付には口座振替が便利です。

### ◆軽減判定基準額の見直し

令和3年1月1日施行の個

す。キャッシュカード持参で税務課で口座振替の申し込みができますので、ぜひご利用ください(取扱金融機関：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行、山武郡市農業協同組合)。

取扱金融機関のほか、コンビニエンスストア、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)でも納付できます。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合  
 昨年度に特別徴収(年金からの天引き)により納付していた方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる理由  
 ①世帯主が年度途中で75歳になる場合  
 ②世帯主が国民健康保険から脱退した場合  
 ③65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等について、申請により保険料(料)の減免対象となる場合があります。

### 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度(令和3年度)

①主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯  
 ②主たる生計維持者の収入が令和2年中の収入に比べ10分の3以上減少し、一定の基準を満たす世帯  
 ③申請締切り令和4年3月31日(休) 詳細は問い合わせください。

●国民健康保険税について  
 税務課市民税班

0475(70)0321  
 介護保険料について  
 高齢者支援課介護保険班  
 0475(70)0309  
 後期高齢者医療保険料について  
 市民課高齢者医療年金班  
 0475(70)0336



●国民健康保険税について  
 税務課市民税班  
 0475(70)0321



分も自動的に軽減が適用されず。  
 雇用保険受給資格者証を持参の上、市民課または白里出張所で申請してください。

### ◆減免制度

次の事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。  
 ・生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合  
 ・災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合  
 ・事業の休止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合(自己都合での退職または事業の休止等をした方、就労が可能な方などは除きます)。

詳細は問い合わせください。  
 税務課市民税班  
 0475(70)0321

### 令和3年度介護保険料納入通知書を発送します

令和3年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に介護保険料額の決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市民税の課税状況、前年の合計所得金額等に応じて12段階に分けられています。

介護保険は、国や千葉県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう、必ず期限内の納付をお願いします。

なお、低所得者の軽減強化として、市民税非課税世帯の方の介護保険料を公費により軽減しています。

#### 〈保険料の支払方法〉

▶特別徴収=年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

▶普通徴収=年金が年額18万円未満の方、新たに65歳になった方、他の市区町村から転入した方、保険料の所得段階が変更になった方などは、納付書により保険料を納める普通徴収となります。

### ◆介護保険負担割合証を発送します

要介護(支援)認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方には、7月中旬に、市から利用者負担(1割~3割)が記載された「介護保険負担割合証」が届きます。記載内容を確認の上、担当のケアマネジャーまたは介護施設職員の方へご提示ください。

### ◆介護保険施設利用時の食費・居住費を軽減する負担限度額認定申請の受付

介護保険施設に入所時またはショートステイを利用した際の食費・居住費を、本人の所得状況等に応じて軽減する負担限度額認定申請を受け付けています。

なお、現在軽減されている方も、8月以降の認定は、あらためて申請が必要です。

▶対象=市民税非課税世帯および預貯金等の合計金額が基準以下の方  
 ※住所が異なる配偶者の市民税の課税状況や預貯金等金額も勘案されます。

●高齢者支援課介護保険班  
 0475(70)0309

### 令和3年度後期高齢者医療制度保険料額が決定

令和3年度の後期高齢者医療制度保険料が決定します。7月中旬に保険料額の決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

なお、昨年度に年金から天引きで納付いただいた方でも、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

#### ▶保険料額(千葉県内の全ての市町村で同率)

- ・所得割率=8.39%
- ・均等割額=43,400円
- ・賦課限度額=64万円

※保険料の減額等の詳細は、7月中旬以降に郵送する被保険者証と同封の案内を参照ください。

※確定申告期限が延長されたことにより、申告書を提出した時期等によっては、税情報を利用する保険料の算定への反映が間に合わない場合があります。この場合、8月以降、税情報が確認できた後に変更の通知等が送付されます。

〈令和3年度より、後期高齢者医療保険料がコンビニエンスストアとスマートフォンでも納付できるように

なりました)

対象のコンビニエンスストアは、納付書裏面をご確認ください。スマートフォンで納付いただく場合は、自身で決済アプリ(PayPay、LINE Pay)から納付書に印刷されたバーコードを読み取り、アプリ内の指示に従って手続きしてください。

※令和3年度に交付された、バーコード付きの納付書が利用いただけます。令和2年度以前に交付済みの納付書は使用できません。

※これまでどおり市指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市会計課および白里出張所でも納付いただけます。

●コンビニ納付の開始に伴い、後期高齢者医療保険料の収納業務を委託しています。

▶委託先=地銀ネットワークサービス(株)

▶所在地=東京都中央区日本橋本石町4-6-7

●千葉県後期高齢者医療広域連合

043(308)6768

市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336